

国立大学法人東京農工大学副学長に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学副学長に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学副学長に関する規程</p> <p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)に置く副学長の任務について定めるものとする。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 <u>副学長は学長を補佐し、次項に定める職務を分担して処理する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>副学長の職務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>3 <u>副学長4人は、主として教育担当、学術・研究担当、広報・国際担当及び総務・財務担当とし、その他の職務は学長が指定する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(雑則)</p> <p>第3条 この規程に定めるもののほか、副学長の任務等について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>国立大学法人東京農工大学<u>理事及び</u>副学長に関する規程</p> <p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)に置く<u>理事及び</u>副学長の任務について定めるものとする。</p> <p>(理事の任務)</p> <p>第2条 <u>理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理する。</u></p> <p>2 <u>あらかじめ学長が指名する理事は、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。</u></p> <p>3 <u>理事の職務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>4 <u>理事は、主として教育担当、学術・研究担当、広報・国際担当及び総務・財務担当とし、その他の職務は学長が指定する。</u></p> <p>(副学長の任務)</p> <p>第3条 <u>副学長は、学長の職務を助ける。</u></p> <p>2 <u>副学長の職務は、学長が指定する。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 この規程に定めるもののほか、<u>理事及び</u>副学長の任務等について必要な事項は、別に定める。</p>	

附 則 (教規程第14号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。